

## 管理業務に関する仕様書

### 1 業務名

枕崎市ふるさと納税返礼事業業務委託

### 2 業務目的

ふるさと納税ポータルサイトの効果的な運用と返礼品の充実、寄附者への対応、返礼品協力事業者のサポート充実などを図り、枕崎市ふるさと納税返礼事業の更なる発展を目指すことを目的とする。

### 3 契約期間

令和5年6月1日（木）から令和6年3月31日（日）まで

### 4 業務内容

#### (1) 総務省告示等の遵守

受託者は、ふるさと納税制度に係る総務省告示等を遵守して業務を遂行すること。

#### (2) 寄附者情報の管理に関する業務

受託者は、ふるさと納税を効率的に運用するため、本市が使用している株式会社エッグのふるさと納税管理システムを使用し、返礼品の受注管理に用いること。

なお、ふるさと納税管理システムについては、年度途中で別のシステムに変更することがある。

#### (3) 返礼品に関する業務

##### 1) 返礼品の企画・提案

本市の魅力を伝えることができる返礼品の企画、提案をすること。また、新たな特産品の発掘や体験型メニューの提案などに積極的に努めること。

なお、返礼品の採用については、本市と受託者で協議のうえ決定する。

##### 2) 返礼品のPR等

本市が指定するふるさと納税ポータルサイトにおいて、返礼品のPR及びそのための写真撮影・画像作成・文書作成・ポータルサイト（9社）の管理等を行うとともに、多様な広告媒体を用いてPRを行うこと。

なお、ポータルサイトの数については、年度途中で変更することがある。

##### 3) 返礼品の受注管理

返礼品の安定的供給及び品質の確保については、返礼品協力事業者との調整及び指導を十分に行い、返礼品の送付に支障がないようにすること。

なお、返礼品の発送については、返礼品協力事業者が直接行い、返礼品の代金及び発送に係る費用については、市が返礼品協力事業者に支払うこととする。

#### (4) その他の業務

##### 1) 寄附者からの問合せへの対応

寄附者からの次に掲げる事項の問合せについては、電話又は電子メール等にて対応すること。

なお、返礼品に関する苦情・事故が発生した場合は、その経過及び対応について速やかに本市へ書面により報告すること。また、本市から当該苦情・事故に関して指示があった場合はそ

れに従うこと。

- ① 返礼品の内容について
  - ② 返礼品の発送状況について
  - ③ 返礼品に関する苦情・事故への対応について
  - ④ その他、本市が指示する事項
- 2) ふるさと納税に関する提案  
本市のふるさと納税を推進するに当たり、効果的な提案をすること。
  - 3) 返礼品協力事業者等で組織する団体の運営  
返礼品協力事業者及び本業務の受託者等で構成する団体の運営に関する事項
- (5) 本業務の対象外とする業務  
寄附者への受領書の発送は、枕崎市が実施するため本業務に含まない。

## 5 実績報告及び完了検査

- (1) 実績報告  
受託者は、毎月の返礼品送付業務について本市の指定する日までに業務実績報告書を提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 完了検査  
受託者は、契約期間終了後に本市の定める委託完了届を提出し、検査を受けるものとする。

## 6 委託料の額及び支払方法

- (1) 委託料の額  
委託料は、毎月の寄附額実績に応じて算定するものとし、その算定方法は契約で定めるものとする。
- (2) 支払方法  
支払方法は、業務実績報告書提出後の毎月払いとする。

## 7 秘密の保持

本業務の履行に際し知り得た秘密を他の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

## 8 情報セキュリティの確保

受託者は、業務の履行に際し、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。特に、国の行政委員会である個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従い、必要となる安全管理措置を適切に講じるとともに、個人情報の取扱い状況について、市への定期的な報告を行い、市の実地の監査及び調査等を受けること。

## 9 情報の保存及び引渡し並びに保有の禁止

- (1) 受託者は、委託期間中、業務に関する資料や情報を書面又は電磁的記録により保存すること。

(2) 受託者は、委託期間の終了後、直ちに業務に関する資料や情報を書面又は電磁的記録で市へ引渡さなければならない。

ただし、引続き本業務と同じ内容の業務の契約を締結した場合、この限りではない。

(3) 受託者は、委託期間の終了後に業務に関する資料や情報を書面又は電磁的記録を市へ引渡した後は、本業務によって得た資料や情報を保有してはならない。

ただし、引続き本業務と同じ内容の業務の契約を締結した場合、この限りではない。

## 10 報告又は検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。受託者は、市から求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

## 11 再委託の禁止

原則として再委託は認めない。ただし、書面により本市に申し出て、本市から承認を得た場合は、この限りではない。

## 12 その他

(1) 本業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上対応すること。

(3) 業務の履行において疑義が生じた事項については、市と協議の上対応すること。